

令和2年度 建設業講習会目次

項目	ページ
建設業許可関係資料	1～7
経営事項審査関係資料	8～12
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画関係資料	13～15
受発注者間の情報共有システム関係資料	16
公契約条例関係資料	17～20
労働関係資料	21～43
建設業法令遵守関係資料	別途掲載

令和2年10月

愛知県都市整備局

都市基盤部都市総務課

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

○建設業許可関係資料、経営事項審査関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課

建設業第二グループ

電話 052-954-6503

○建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画関連に関する
お問い合わせ先

…愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課

建設業第一グループ

電話 052-954-6502

○受発注者間の情報共有システム関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県建設局土木部建設企画課 業務・情報管理グループ

電話 052-954-6513

○公契約条例関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

電話 052-954-6653

○労働局関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知労働局労働基準部安全課

電話 052-972-0255

○建設業法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課

電話 052-953-8572

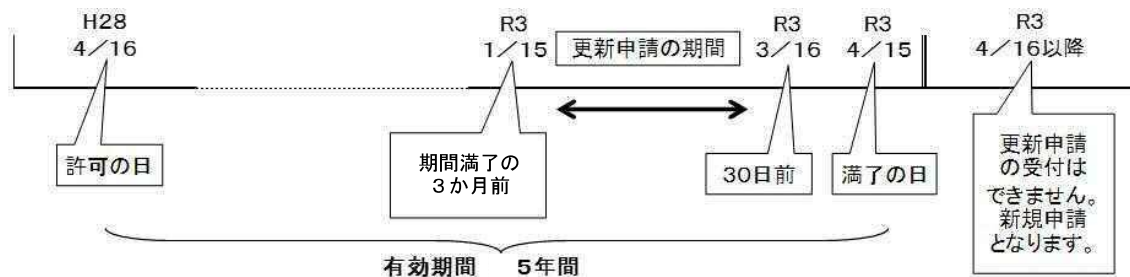
建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年間です。

例えば、平成 28（2016）年4月16日に許可を受けた場合は令和3（2021）年4月15日が有効期間の満了日です。

引き続き許可を受けて建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをしていただく必要があります。満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了しますのでご注意ください。

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じたときには、変更届出書等を期限内に提出してください（表1参照）。



～適切な社会保険の加入が許可要件になりました～

令和2（2020）年10月1日に改正建設業法が一部施行され、『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。令和2（2020）年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。また、「健康保険等の加入」（様式7号の3）の「保険の加入状況」の欄の記載方法が下記のとおり変更となりました。記載方法の詳細については令和2年10月版の建設業許可の申請の手引（申請書記載例編）をご覧ください。

《保険の加入状況》	
「加入」は「1」	
「適用除外」は「2」	
一括適用の承認に係る営業所	} については「3」
継続事業の一括の認可に係る営業所	

(表1) 許可を受けたあとの届出事項(一例)

変更事項	提出期限
経営業務の管理責任者等の変更	事実発生後2週間以内
専任技術者の変更(氏名の変更を含む)	
令第3条に規定する使用人の変更	
健康保険等の加入状況の変更 (従業員数のみの変更は毎事業年度終了後4か月以内)	
欠格要件に該当したときなど	
商号又は名称の変更	事実発生後30日以内
営業所の名称・所在地又は業種の変更	
営業所の新設・廃止	
資本金額の変更	
役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更	
代表者の変更	
個人事業主の氏名や支配人の変更	毎事業年度終了後4か月以内
毎事業年度(決算期)が終了したとき	
使用人数の変更	廃業事由発生から30日以内
建設業を廃業したとき	

●上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続きが必要な場合があります。

●必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

●書類の提出先、お問い合わせ先及び閲覧所についても、手引に記載しています。

●手引、様式の入手方法については、7ページをご覧ください。

注意点

- 更新等の許可申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届の提出をしていなければなりません。**特に、経営業務の管理責任者や専任技術者、適切な社会保険の加入については、許可要件に関わることでありますので注意してください。**
- 提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。副本は写しで可ですが、印影の写しは不可です。
- 役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書(原本)の添付が必要です。
- 申請書及び変更届に添付する証明書、登記事項証明書は写しで可です。
- 許可申請や変更届には、法定様式以外に必要なもの(登記事項証明書、定款、証明書等)がある場合がありますので、手引をご参照ください。

解体工事業のみなさまへ

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の
技術者とみなす経過措置期間が
令和3(2021)年3月31日をもって終了します

解体工事の技術者要件に関する経過措置について

建設業の許可申請について

経過措置対象となる技術者（とび・土工工事業の技術者）を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、令和3(2021)年3月31日までに要件を備え、かつ変更してから2週間以内に有資格者区分の変更届提出が必要です。変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分となりますのでご注意ください。

技術者要件について

経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方が、令和3(2021)年4月1日以降、「解体工事業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になるためには、『登録解体工事講習（以下、講習）』の受講又は解体工事業の実務経験（1年以上）のどちらかが必要です。講習の対象者は以下の方々です。

対象者

- 平成27(2015)年度までに合格した **1級土木施工管理技士**、**1級建築施工管理技士**の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
 - 平成27(2015)年度までに合格した **2級土木施工管理技士（種別：土木）**、**2級建築施工管理技士（種別：建築、躯体）**の方が、「一般建設業の営業所専任技術者」、「主任技術者」になる場合
 - 技術士法の2次試験（建設部門又は総合技術監理部門「建設」）に合格した技術士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
- ※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。（新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。）

『登録解体工事講習』実施機関のご案内

講習の受講等に関するご質問は、下記の実施機関へお問い合わせください。

登録番号1号
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
TEL. 03-3555-2196 URL : <https://www.zenkaikouren.or.jp/>



登録番号2号
一般財団法人 全国建設研修センター
TEL. 042-300-1743 URL : <http://www.jctc.jp/>



申し込み等の詳細は各実施団体のWebサイトをご参照ください。

令和2年度版建設業許可申請の手引等の主な変更点

令和2年度版建設業許可申請の手引等について、平成31年度からの主な変更点は次のとおりです。

なお、最新の手引等については令和2年10月版をご覧ください。

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】 〈4月版〉

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」として国土交通省令で定めるものに改められたことによる規定、必要書類の修正。
- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 履歴事項全部証明書について、変更がある場合には全ての申請区分において添付するよう改正。
- 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。
- 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正。
- 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙＋役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 営業所の使用状況を確認する書類を建物の権利関係を関係する書類に代えて、営業所の写真を提出するよう改正し、営業所の新設を伴わない般・特新規申請、業種追加申請及び更新申請の場合は営業所の使用状況を確認する書類を不要とするよう改正。
- 建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正に伴い、登録基幹技能者講習の種目が追加されたため記載を修正。

〈10月版〉

- 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し、様式の追加、記載内容の変更（経營業務の管理責任者、適切な社会保険の加入関係）。

- 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記。
- 代理申請における代理人が記名押印できない書類に健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を追加。
- 健康保険等の加入状況の確認資料について、「提示」から「提出」に変更。

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

〈4月版〉

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、建設業法第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」として国土交通省令で定めるものに改められたことによる規定、必要書類の修正。
- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 専任技術者としての資格を有することを証明する資料のうち、卒業証書、資格者証等、認定書、講習修了証について原本提示を不要とし、写しの添付のみとするよう改正。
- 令3条に規定する使用人の常勤性の確認書類の提示を不要とするよう改正。
- 経營業務の管理責任者、専任技術者の常勤性の確認書類のうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、「厚生年金標準報酬額決定通知書」、「法人税確定申告書（表紙＋役員報酬手当内訳書）」及び「源泉徴収票」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 健康保険等の加入状況が確認できる資料のうち、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（控え）及び事務組合発行の「労働保険料納入通知書」について写しの提示で良いこととするよう改正。
- 既存営業所の所在地変更、営業所の新設の届出に、営業所の写真を提出するよう改正。

〈10月版〉

- 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、加入状況に変更があった場合は2週間以内に届出をするよう改正。
- 健康保険等の加入状況の確認資料について「提示」から「提出」に変更。
- 営業所の新設の場合は健康保険等の加入状況も提出するよう改正。

- 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し（経營業務の管理責任者）に伴う、様式の追加、記載内容の変更。

【建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届出編）】

〈4月版〉

- 建設業法施行規則の改正に伴い、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）について提出を不要とするよう改正。
- 事業年度終了届出書の表紙に連絡先欄を追記。

〈10月版〉

- 建設業法施行規則の改正に伴い、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を事業年度経過後4ヶ月以内に提出するのは従業員数の変更の場合のみと改正。
- 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記。

～各種手引および許可申請書等書類の入手方法～

愛知県の都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～のWeb ページからダウンロードできます。(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

現在地 [ホーム](#) > [都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～](#)

都市総務課～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～

申請書類ダウンロード

- ▶ [建設業許可](#)
- ▶ [経営事項審査](#)
- ▶ [解体工事業登録](#)
- ▶ [浄化槽工事業](#)
- ▶ [宅地建物取引業](#)
- ▶ [宅地建物取引士](#)
- ▶ [不動産鑑定業](#)
- ▶ [住宅瑕疵担保履行法](#)
- ▶ [建設機械の打割承認](#)

建設業・宅地建物取引業

新着情報

2019年12月4日更新	令和元年度宅地建物取引士資格試験
2019年11月8日更新	令和元年度建設業許可申請書様式
2019年10月16日更新	第27回優秀建設業法による変更届等の手引
2019年7月22日更新	愛知県建設業許可申請の手引

「建設業許可」から

- ・建設業許可申請書（新規、業種追加、更新など）様式
- ・事業年度終了届出書 様式
- ・変更事項の届出書類（廃業届含む） 様式
- ・「建設業許可申請の手引（申請手続編）（申請書記載例編）」
- ・「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）（事業年度終了届編）」のダウンロードができます。

「経営事項審査」から

- ・「経営事項審査申請等の手引」
- ・経営事項審査関係様式のダウンロードができます。

～ お知らせ ～

令和2（2020）年10月1日に改正建設業法が一部施行され、許可要件や様式等の一部が変更になりました。詳しくは令和2年10月版の各種手引をご確認ください。

《建設業許可に係る主な改正内容》

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化
- 経營業務管理責任者に関する規制を合理化
- 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築

経営事項審査について

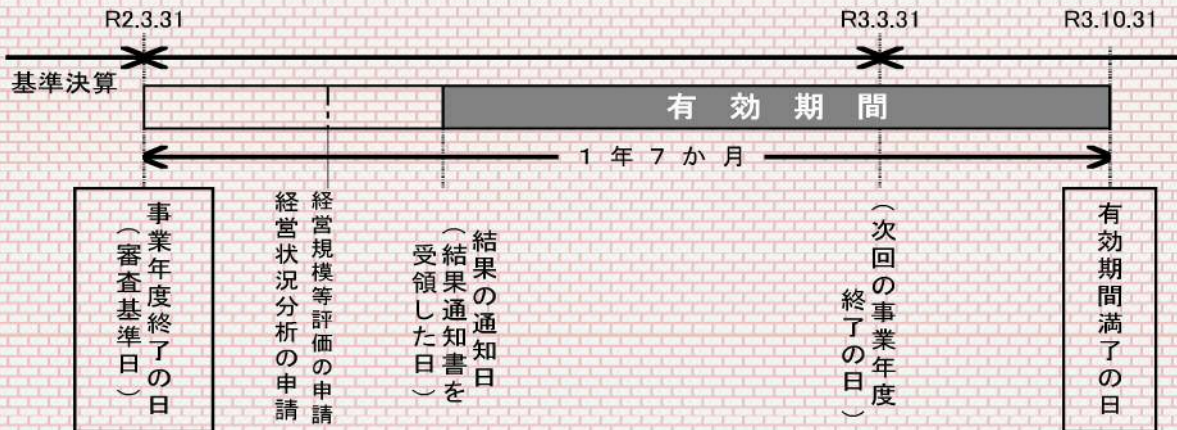
公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査(以下「経審」)を受け、その結果通知書が交付されていることが必要です。

これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

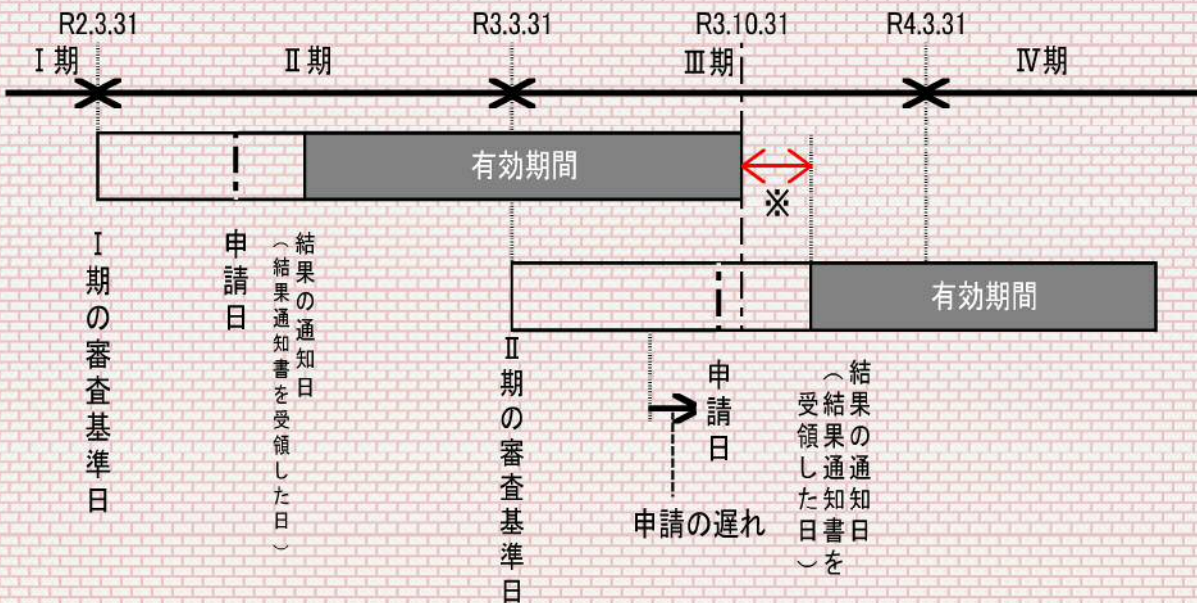
すなわち、経審の結果通知書は、交付後、当該審査の審査基準日から起算して1年7か月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。結果通知の交付日に関わらず、審査基準日(事業年度終了の日等)が有効期間満了の日の起点となる点に注意してください。

(会社の合併・分割があった場合や、設立後最初の事業年度を迎える前に受審する場合など、事業年度終了の日以外が審査基準日となることもあります。)

なお、結果通知書の交付日は、経審を受審した月の翌月末となります。公共工事を受注する業者におかれましては、有効期間が切れることのないよう、適切な時期の受審を心がけてください。



注) 有効な結果通知書を交付されていない間(下図※の期間)は公共工事の受注ができません。



経審申請における注意点

◆ 受付後の内容訂正はできません（原則）

申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。

ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。その場合、「取下願」（任意様式）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提出してください。

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本及び手数料は返還しません。

（郵送又は投函（預かり）にて提出する場合は、結果が通知されるまで申請内容の錯誤に気がつかないことが考えられますので、特に注意してください。）

◆ 経審を申請するには、申請時点における建設業許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の建設業許可がなければなりません。許可の有効期限にご注意ください。

審査基準日時点で許可がない業種についても、経審申請時点で許可を取得していれば、経審を申請することができます。

なお、経審の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が下りた場合などは、結果を通知することができません（この場合、審査手数料は返還しません）。

◆ 必要な変更届が提出されていなければなりません

建設業許可の要件となっている経營業務の管理責任者や専任技術者の変更届が提出されていないと、経審の受付ができません。

経營業務の管理責任者や専任技術者の変更があった方は、変更届が提出されているかどうかよく確認の上、経審を申請してください。

◆ 一番審査基準日一申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度、同一審査基準日について経審を申請することができます。

- (1) 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- (2) 未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行を理由とする場合を除く）

* 結果通知済みの総合評定値を変更するような申請は受付できません。

□ 郵送及び投函（預かり）による申請書類等の受付について■

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、令和2(2020)年5月から当面の間、郵送及び投函（預かり）による申請書類の受付を実施しています。

提出方法については、経審の予約票に記載がありますので、郵送又は投函（預かり）にて提出される場合はよく確認の上、書類を提出してください。

* 従前通り対面による書類受付も実施していますので、いずれかを選択の上、申請してください。

審査基準の改正（令和2（2020）年4月1日）について

工事種類別技術職員数（Z₁点）の加対象者（技術職員名簿に記載ができる技術者）として「認定能力評価基準（レベル4）」（以下、「レベル4技能者」）及び「認定能力評価基準（レベル3）」（以下、「レベル3技能者」）が追加されました。

【加対象者の条件とその証明書類】

- ① 審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムにおいてレベル4技能者又はレベル3技能者に認定されている者。

⇒能力評価実施機関が発行する能力評価（レベル判定）結果通知の写し等で確認。

- ② 審査基準日より6か月を超える前から恒常的な雇用関係があり、かつ審査基準日時点で雇用関係を限定することなく常時雇用されている者。

⇒他の資格区分の技術者と同様の書類。詳細は「経営事項審査申請等の手引き」P46を参照。

※ 確認書類等について御不明な点などありましたら、愛知県都市総務課にお問い合わせください。

【能力評価（レベル判定）結果通知書の例示】

能力評価（レベル判定）結果通知書	
技能者氏名	殿
能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。	
【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3
2019年12月6日 鉄筋技能者能力評価実施機関	

解体工事業の技術者の経過措置終了について

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置が令和3(2021)年3月31日をもって終了となります。

これに伴い、直近の経審申請書の技術職員名簿において、**項番 62 の有資格区分コードにアルファベットを含むコード(例:11A、21B等)**が記入されている方については、一定の要件を満たさなければ、令和3(2021)年4月1日以降の経審申請においては、解体工事業の技術者としては加点できなくなります(要件に関しては、建設業許可における専任技術者の経過措置の考え方と同じです)。

また、とび・土工工事業及び解体工事業の2業種について、いずれも有資格区分コード「002」(10年実務経験)として加点対象となっている方で、年齢等から鑑み20年以上の経験年数が数えられない方については、経過措置の対象者として解体工事業の技術者とみなされている可能性があります。

当該者について、**令和3(2021)年4月1日以降の経審においては、内容が解体である工事の実務経験が10年以上なければ、解体工事業の技術者として加点対象とはならないため注意が必要です。**

解体工事業における実務経験年数の取り扱いについて(例示)

解体工事業の新設について定めた「建設業法等の一部を改正する法律」が平成28年6月1日に施行されます。これに伴い、令和3年3月31日までの間は、とび・土工工事業の専任技術者(既存の者に限る)も解体工事業の専任技術者とみなす経過措置が設けられます。つきましては、この経過措置を適用し、平成28年6月1日以降に、解体工事業又はとび・土工工事業の新規申請等(許可換え新規、股特新規、業種追加申請及び専任技術者の変更の場合を含む)を行う際に、実務経験により一般建設業許可の専任技術者になる場合の例示(主に建設業法第7条第2号「ロ」該当の10年経験のケース)は以下の通りです。

		経過措置期間	
		平成28年6月1日 (施行日)	令和3年4月1日
		←以降→	←以降→
A	10年 とび(解体以外) 技術者A 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) 技術者Aによる2業種の兼任可。	○ ×(経過措置終了により) ○は専任技術者になれる。 ×は専任技術者にならない。 (以下同じ)
	10年 解体 技術者B 既存の者に該当(但し、施行日時点で既に解体工事業の専任技術者の要件を満たしており、経過措置を適用する必要なし)	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○ 技術者Bによる2業種の兼任可。	○
C	8年 + 2年 とび(解体以外) 技術者C 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(経過措置により) 技術者Cによる2業種の兼任可。	×(経過措置終了により)
	8年 + 4年 とび(解体以外) 技術者D 既存の者に該当	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○(建設業法第7条第2号ハ該当(※3)) 解体※2については、経過措置又は※3のいずれによっても専任技術者になれる。また、いずれの場合も技術者Dによる2業種の兼任可。	×(経過措置終了により) ※3による場合は、技術者Dによる2業種の兼任可。
E	8年 + 2年 とび(解体以外) + 解体(1年) 技術者E 既存の者に該当せず	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○	× × × (実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。
F	2年 + 8年 解体 + とび(解体以外)(7年) 技術者F 既存の者に該当せず	専任技術者(とび※1) ○ 専任技術者(解体※2) ○	× × (実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。

※1 解体工事業を除く、いわゆる新設とび・土工工事業を指す。なお、新設とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数に必ずしも専任技術者としての要件を満たす場合は、経過措置期間中に「専任技術者の有資格区分の変更」を行うことにより、経過措置終了後も解体工事業の専任技術者として認められます(この場合「様式第9号 実務経験証明書」の作成が必要)。
 ※2 解体工事業を指す。なお、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験のうち解体工事に係る実務経験年数とする。
 ※3 建設業法施行規則第7条の3第2号の表「解体工事業」の下欄中「7」とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事にし12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事にし8年を超える実務の経験を有するもの」に該当

・上記例示の場合において、「×(=専任技術者になれない)」表示があるものについて、経過措置期間中に不足している実務経験を積みこむことにより専任技術者としての要件を満たす場合は、経過措置期間中に「専任技術者の有資格区分の変更」を行うことにより、経過措置終了後も解体工事業の専任技術者として認められます(この場合「様式第9号 実務経験証明書」の作成が必要)。
 例えば、上記「○」(解体※2)又は「D」(解体※2)の場合において、経過措置期間中に、解体の実務経験を2年以上積みこむことで、解体工事業に係る建設業法第7条第2号「ロ」該当の専任技術者としての要件を備えることとなります。

・平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工のうち解体の実務経験のみ実務経験期間の重複が認められます。

令和3(2021)年4月1日の審査基準改正(予定)について

令和3(2021)年4月1日から経審の審査方法が以下のとおり改正される予定です。

① 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)の新設

その他の審査項目(社会性等)(W)に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を雇用している企業が評価されるようになります。

具体的には、審査基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数や、審査基準日前3年間において能力評価基準のレベルが2以上上がった技能者数の割合を基準として評点を求めます。

② 建設業の経理の状況(W5)の改正

現行の審査基準で建設業の経理の状況(W5)の加点対象として認められている建設業経理士について、登録経理試験に合格するだけでなく、経理に関して継続的に知識の向上に努めていることが評価要件となります。具体的には、登録経理士講習実施機関に登録された1級・2級登録経理士でなければ、加点対象とならなくなります。

また、現行では公認会計士、会計士補及び税理士(以下「公認会計士等」となれる資格を有する者が加点対象として認められていますが、改正後は資格を有するだけでなく、公認会計士等として登録された者でなければ加点対象とならなくなります。

* 新しい審査基準に基づく経審の手引等については、追ってホームページ等にて案内をしますので、申請書の記載方法や確認書類等についてはそちらを参照してください。

申請様式の取り扱いについて

令和2(2020)年10月1日の改正建設業法施行規則の施行に伴い、経審の新様式についても施行されることとなりましたが、新しい審査基準による審査は令和3(2021)年4月1日より開始されます。

よって、新しい様式により提出される場合においても、令和3(2021)年4月1日より審査が始まる部分に関しては記載せずに申請書を提出されるようお願いいたします。

また、新しい審査基準による審査が開始されるまでの間については、旧来の様式による受付も行います。

労働災害の撲滅に向けて 取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和元年（2019年）に645件の労働災害が発生しており、その約3分の1が墜落・転落によるものとなっています。
- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇週休2日制工事の導入
- ◇i-Construction（ICT活用工事）の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ◇一人親方等の安全及び健康への配慮 など


3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇労働安全衛生等の講習の実施
- ◇メンタルヘルスケアの充実 など

【愛知県の建設業における労働災害の現状】



【建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画の概要】

経緯	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(2017年3月施行)に基づき同年6月に策定された、国の基本計画を勘案して、2019年3月29日に策定・公表。
計画期間	2019～2023年度頃
主な内容	<p>1 講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 ②責任体制の明確化 ③建設工事の現場における措置の統一的な実施 ④建設工事の現場の安全性の点検等 ⑤安全及び健康に関する意識の啓発 <p>2 必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 ②墜落・転落災害の防止対策の充実強化 ③外国人労働者の労働災害防止対策の促進<本県独自の取組> ④計画の推進体制 ⑤施策の推進状況の点検と計画の見直し
目標値※ (2022年)	<p>死傷者数：606人以下 死亡者数：7人未満</p> <p>墜落・転落による死傷者数：202人未満</p> <p>※「第13次労働災害防止推進計画」(愛知労働局)の目標値</p>
リンク先	<p>愛知県Webサイト</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html</p> 

【問合せ先】

愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第一グループ

電話：052-954-6502 メールアドレス：toshi-somu@pref.aichi.lg.jp

(2020年10月作成)

個別取組事項の状況

○総合的かつ計画的に講ずべき施策

- I 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 II 責任体制の明確化 III 建設工事の現場における措置の統一的な実施 IV 建設工事の現場の安全性の点検等 V 安全及び健康に関する意識の啓発

取組事項		取組状況（2020年度）
I (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるような施策を検討し、実施する。	・建設業講習会の実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため講習会の資料を県ウェブサイトに掲載） ・県発注工事における熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行
	当該経費の確保の必要性について、建設業者等に周知を図るとともに、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。	立入検査を通じた確認
(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	建設工事従事者の健康保持、災害防止の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める。	適切な工期設定の徹底
	債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。	・早期発注や債務負担行為、繰越（翌債）制度の活用 ・当初予算における繰越明許費の計上額の増額
II 責任体制の明確化	立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。 中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を促進する。	立入検査を通じた確認
III (1)建設業者間の連携の促進	統括安全衛生管理が徹底されるよう関係機関等と連携して制度の周知等を図る。	・建設業講習会での周知（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため講習会の資料を県ウェブサイトに掲載） ・労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同の安全パトロールの実施
	本県において一人親方等が業務中に被災した情報を把握したときには、速やかに労働局へ情報提供する。	
	建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進する。 安全衛生に関する知識習得等がされるよう、関係機関と連携し、促進を図る。	建設業許可窓口等における「一人親方向け安全衛生教育用テキスト」（厚生労働省）の周知
	一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を図る。 元請負人及び下請負人が一人親方を労働者として扱うよう指導及び周知を図る。	建設業許可窓口等における「特別加入制度のしおり」（厚生労働省）の周知 立入検査を通じた指導及び周知
IV (1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	公共工事の途上における安全指導や、建設工事の完了時における建設業者の安全対策の取組に対して適正な評価を実施する。	成績評価における評価項目の設定
	リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の発信を行う。	
	安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を公開する。	建設業講習会における愛知労働局による講義の実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため講習会の資料を県ウェブサイトに掲載）
	安全性の点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた取組等について、関係機関等と連携して促進を図る。 安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」する。	
(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性の向上にも配慮した工法の促進	施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の普及を促進する。	地元建設業界と連携した愛知県版 i-Construction の推進 ・施工の情報化 ・規格の標準化 ・施工時期の平準化
	i-Construction を推進し、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。	
	「公共工事における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。	《建設工事の施工に関する新型コロナウイルス対応》 ・受注者からの申出による工事等の一時中止の措置等を実施 ・受注者がマスクや消毒液の購入等の感染拡大防止措置を実施した場合の費用を設計変更で対応
	高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。	
V (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	労働安全衛生法で定められた法定の教育や、安全衛生管理能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。 中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。	業界団体等に対する労働災害防止に関する講習会の実施
	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報提供し、水平展開を図る。 建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。 健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。	・労働災害防止に関する建設業店社社長・支店長会議（愛知労働局）での講義（予定） ・啓発チラシの作成・送付、建設業だよりへの掲載

「取組状況」覧には、具体化している取組の内容について記載しています。

○総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- I 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 II 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 III 外国人労働者の労働災害防止対策の促進 IV 計画の推進体制 V 施策の推進状況の点検と計画の見直し

取組事項		取組状況（2020年度）
I (1)社会保険等の加入の徹底	建設業許可時の加入の確認及び指導、愛知県発注工事における未加入業者の排除対策や「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく指導等を進める。	・入札参加資格申請における社会保険等未加入業者からの申請の不受理 ・工事請負契約における社会保険等未加入業者との下請契約の禁止 ・建設業だよりへの掲載
	官民の関係者から構成される協議会等を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底を推進する。	・新規許可申請時に未加入が確認された場合の日本年金機構及び愛知労働局への通報及び当該業者あての通知 ・立入検査を通じた確認
	一人親方が実態上労働者である場合の社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し制度の促進を図る。	立入検査を通じた周知
(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	民間での建設キャリアアップシステムの活用を促進する。 県における活用について国の動向も参考にしながら研究していく。	建設業許可窓口等におけるチラシ等の配布
(3)「働き方改革」の推進	愛知県公共事業発注者協議会などの場を通じて、適正な工期設定、週休二日制の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事の建設工事での取組を進める	完全週休二日制工場の普及促進 ・一部経費の補正率引上げ ・総合評価方式で加点
	メンタルヘルスキアの充実等の取組を促進する。	・「メンタルヘルスアドバイザー」の事業所への派遣 ・「職場のメンタルヘルス対策ガイドブック」の作成 ・「職場のメンタルヘルス対策セミナー」の開催 ・「働き方改革啓発キャラバン活動」の実施 ・「働き方改革推進サミット」の開催 ・「働き方改革サポートセミナー」の開催
II (1)労働安全衛生法令の遵守徹底等	労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。	労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同の安全パトロールの実施
	「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（厚生労働省）に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図る。	建設業講習会における愛知労働局担当者による講義の実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため講習会の資料を県ウェブサイトに掲載）
(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化	墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査・検討、フルハーネス型墜落制止器具の普及等、実効性のある対策を促進する。	「令和2年度における建設業の安全衛生対策の推進について」（令和2年4月10日付け愛知労働局労働基準部長通知）の関係者への周知
III 外国人労働者の労働災害防止対策の促進	外国人労働者の雇入れ時・派遣受け入れ時の安全衛生教育を徹底するための労働災害防止対策を促進する。	「早期適応研修カリキュラム」普及促進のため等の検討会議の開催による効果的な普及の検討 建設業許可窓口等における「外国人向け労働災害防止パンフレット」（厚生労働省）の周知 建設業だよりへの掲載
IV 計画の推進体制	関係者における連携、協力体制を強化する。	関係課への照会による個別具体的取組の進行管理と、必要に応じた愛知労働局及び中部地方整備局との調整及び連携 建設業だよりへの掲載
V 施策の推進状況の点検と計画の見直し	国の基本計画の変更や本計画に定める施策の推進状況等必要に応じ速やかに変更する。	国の動向を踏まえた関係課への照会による施策の進捗状況等の把握と、必要に応じた関係者との調整及び見直し